ハ　（略）

ニ　マーカービーコン装置は、次の性能、構造等を有するものであること。

(一)～(五)　（略）

(六)　定格幅射範囲（グライドパス上において、当該施設から幅射された電波の水平電界強度が毎メートル一・五ミリボルト以上である範囲をいう。(七)において同じ。）は、次のとおりであること。

a～c　（略）

(七)～(十八)　（略）

七　（略）

八　衛星航法補助施設にあつては、次のイ又はロに掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次のイ又はロに掲げる性能、構造等を有するものであること。

イ　衛星経由送信型衛星航法補助施設

(一)　航行中の航空機に対する補助信号（航空機の測位の用に供するための信号を送信する人工衛星（以下「測位衛星」という。）を利用して行われる航空機の測位を補助するための信号をいう。以下同じ。）の送信を地上から人工衛星を経由して行うものであること。

(二)　(三)の表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合しないときは、警報信号（航行中の航空機に対し、その旨を警報するための信号をいう。以下同じ。）を送信するものであること。

(三)　次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる基準に適合するものであること。

区分		基準				
		水平精度	垂直精度	継続性	可用性	警報信号到達時間	完全性
一　航空機の進入以外の航行の用に供する場合（次の項に掲げる場合を除く。）		三・七キロメートル以下		○・九九九以上	○・九九以上	五分以下	○・九九九以上
二　航空機の進入以外の航行（許容される航法精度が指定された経路又は空域におけるものに限る。）の用に供する場合		○・七四キロメートル以下		○・九九九以上	○・九九以上	一五秒以下	○・九九九以上

ハ　（略）

ニ　マーカービーコン装置は、次の性能、構造等を有するものであること。

(一)～(五)　（略）

(六)　定格幅射範囲（グライドパス上において、当該施設から幅射された電波の水平電界強度が毎メートル一・五ミリボルト以上である範囲をいう。以下(七)において同じ。）は、次のとおりであること。

a～c　（略）

(七)～(十八)　（略）

七　（略）

八　衛星航法補助施設にあつては、次の性能、構造等を有するものであること。

イ　航行中の航空機に対し、補助信号（測位衛星からの電波の受信により行う位置の測定を補助するための信号をいう。以下同じ。）を搬送する電波を発射するものであること。